

北本市在宅重症心身障害児等の家族に対するレスパイトケア事業 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、レスパイトケア事業を実施する事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 重症心身障害児等 市内に住所を有する者であつて、埼玉県在宅重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業補助金交付要綱（平成27年3月23日障支発第987号通知（以下「県要綱」という。））第2条に規定する重症心身障害児等をいう。
- (2) レスパイトケア事業 重症心身障害児等を在宅で介護する家族が休息を取れるよう支援を行う事業をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、県内で実施するレスパイトケア事業のうち次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所に係る事業（以下「短期入所事業」という。）
- (2) 北本市日中一時支援事業実施要綱（平成18年告示第243号）に規定する日中一時支援事業（以下「日中一時支援事業」という。）

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を実施することについて、市長の認定を受けたものとする。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の額及び補助金の基準となる額（以下「補助基準額」という。）

は、別表に掲げる補助対象事業の区分に応じ、それぞれ同表に定めるところとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表補助対象事業の欄に定める事業の区分に応じ、それぞれ同表補助対象経費の欄に定める経費の額又は同表補助基準額の欄に定めるところにより算出される額のうちいずれか少ない額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業を実施した日の属する月の翌月10日又は3月31日のいずれか早い日までに、北本市在宅重症心身障害児等の家族に対するレスパイトケア事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に北本市在宅重症心身障害児等の家族に対するレスパイトケア事業実施報告書（様式第2号）を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、北本市在宅重症心身障害児等の家族に対するレスパイトケア事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第9条 市長は、交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の全部又は一部の決定を取り消すことができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、北本市在宅重症心身障害児等の家族に対するレスパイトケア事業補助金取消決定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知す

るものとする。この場合において、既に補助金が交付されているときは、当該交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第10条 交付決定者は、補助対象事業に係る収支を明らかにした書類及び帳簿等を常に整備し、当該補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年1月1日から施行し、同日以後に実施する補助対象事業について適用する。

別表（第5条、第6条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助基準額
短期入所事業	短期入所事業を実施し、重症心身障害児等を受け入れた場合に要する経費	県要綱別表1の該当する項目のスコアを合計して25点以上の重症心身障害児等1人につき日額20,000円
		県要綱別表1の該当する項目のスコアを合計して25点未満の重症心身障害児等1人につき日額10,000円
日中一時支援事業	日中一時支援事業を実施し、重症心身障害児等を受け入れた場合に要する経費	重症心身障害児等1人につき日額20,000円

備考 補助基準額の算定にあたっては、申請に係る月の末日における県要綱別表1の該当する項目のスコアにより算定された点数によるものとする。